

所得連動返還方式で奨学金を返還中の皆様へ

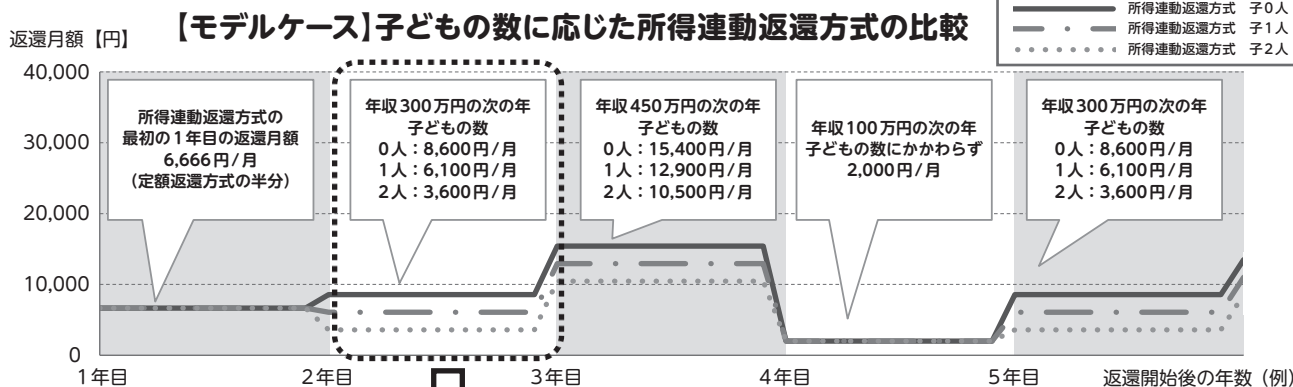
割賦金の算出において子どもの数に応じた控除が始まります

返還者本人の子ども（※）1人につき33万円が割賦金の算定の基礎となる前年の所得（課税総所得金額）から控除されます。具体的には、返還者本人の子ども1人につき月額から2,475円を控除します。

※個人番号（マイナンバー）により取得した当年6月1日時点の戸籍情報により確認します。



返還月額の算出



※大学院修士課程における「授業料後払い制度」の所得連動返還方式の場合は、割賦金の算出方法において、一部上図のモデルケースと異なる場合があります。

たとえば年収が300万円の次の年の返還月額は、子どもがいない場合は約8,600円、子どもが1人いる場合は、約6,100円、子どもが2人いる場合は、約3,600円となります。

戸籍情報を確認できなかった方（外国籍の方等）へは別途、子どもの数が確認できる書類の提出を依頼します。提出期限までに提出がない場合は控除ができませんのでご了承ください。

返還が困難なときは

経済困難等の事由により返還が困難な場合、返還期限猶予を願い出すことができます。詳細はJASSOホームページをご覧ください。

※所得連動返還方式では、所得に応じて返還月額が設定されるため、減額返還は申請できません。



返還を待ってもらう
（返還期限猶予）

各種手続きはスカラネット・パーソナルの利用が便利です

返還期限猶予（※）や住所変更・改姓等の手続きは、スカラネット・パーソナルの利用が便利です。

また、2025年10月から2026年9月の割賦金は2025年9月頃に郵送によりお知らせいたしますが、スカラネット・パーソナルでも確認できます。

※返還期限猶予のスカラネット・パーソナルからの願出には、一定の条件がありますので、詳細はJASSOホームページをご覧ください。



スカラネット・パーソナル
（ログインページ）